

第4期

あまがさきし地域福祉計画関連事業一覧 令和5年度（令和4年度決算分）

【～本資料の取扱いについて～】

あまがさきし地域福祉計画の進捗管理や評価を行う『評価・管理シート』の作成や専門分科会等において意見を聴取するにあたって、本計画に関連する事業や取組を一覧にまとめたものであり、参考資料として取り扱うこととする。

第4期あまがさき地域福祉計画 関連事業 取組・方向性 整理表 (R4決算)

目標	展開方	取組・方向性	位置付	取組・方向性	主な関連事業	所属名	事業概要	記載例
1 「ささえあい」を育む人づくり								
(1) 福祉学習の推進								
1 多様な手法による学びの推進	①	市民が地域課題に関心を持ち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である各地域振興センター等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズに応じたさまざまな学びの場づくりを進める。		地区学びと活動推進事業	地域課	生涯にわたる様々な学びの機会を提供するとともに、地域におけるお互いの顔の見える関係づくり、ひいては地域発意の課題解決や魅力向上の取組が広がる環境づくりを進める。		
				支え合いの人づくり支援事業	重層的支援推進担当	市が市民活動団体等と共催して市民の福祉に関する講座等を実施する。また、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組に要する経費の一部を補助する。		
				社会福祉関係団体補助金	福祉課	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等へ補助を行い、ボランティア活動を推進する。		
	②	次の世代の担い手の育成に取り組むため、高校生、大学生等と市民活動団体との協働による、地域課題の解決に向けた体験的な取組の促進を行う。		社会福祉関係団体補助金	福祉課	市が市民活動団体等と共催して市民の福祉に関する講座等を実施する。また、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組に要する経費の一部を補助する。		
				支え合いの人づくり支援事業	重層的支援推進担当	市が市民活動団体等と共催して市民の福祉に関する講座等を実施する。また、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組に要する経費の一部を補助する。		
③	身近な地域課題を共有、学習するためのICTの活用も含め、さまざまな手法による学びや協議の場づくりを進める。							
2 学びの情報発信の充実	④	地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。		社会力育成事業	学校教育課	社会力の育成を推進するため、①学級を基盤とした集団において目標や規範を設定し、望ましい人間関係を築く。②生徒会活動を活性化し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育成する。③体験活動を通して、その意義を理解し、地域社会に参画する態度を育成する。という3つの観点により事業を実施する。		
				学社連携推進事業	社会教育課ほか	市民の活動や学習を支援し、その取組を充実することで地域での人材育成や資源発掘を行い、その結果を地域社会に活かすことのできる人づくり、仕組みづくりを推進し、子どもたちや地域へ還元する機会の創出を図る。		
				みんなの尼崎大学事業	生涯、学習！推進課	地域活動を担う“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットフォームとなり、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱き、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。また若年層を中心に、身近な地域への愛着や主体的な地域への関わりといったシチズンシップを育てる。		
	⑤	さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。		社会福祉関係団体補助金	福祉課	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等へ補助を行い、ボランティア活動を推進する。		
(2) 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援								
1 マッチングの推進	①	地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あまさえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。		地域資源情報公開システム事業	協働推進課	地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設等の地域資源情報を、分野やエリアごとに検索できるシステムを運用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、市・尼崎市社会福祉協議会(市社協)・地域活動の担い手など各主体間における情報共有を推進する。		
				支え合いの人づくり支援事業	重層的支援推進担当	市が市民活動団体等と共催して市民の福祉に関する講座等を実施する。また、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組に要する経費の一部を補助する。		
				社会福祉関係団体補助金	福祉課	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等へ補助を行い、ボランティア活動を推進する。		
	②	学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、高校生・大学生等の活動経費を支援するとともに、市社協や各地域振興センターとも連携し、協働の相手方となる市民活動団体の紹介等を行う。		社会福祉関係団体補助金	福祉課	市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員(生活支援コーディネータ兼務)の配置にかかる経費等を補助する。		
				地域福祉推進事業	重層的支援推進担当	市民の活動や学習を支援し、その取組を充実することで地域での人材育成や資源発掘を行い、その結果を地域社会に活かすことのできる人づくり、仕組みづくりを推進し、子どもたちや地域へ還元する機会の創出を図る。		
③	市社協への支援を通じて、既存の活動団体における活動者やささえあい地域活動センター「むすぶ」登録者に対し、地域が必要とされている具体的な地域福祉活動を提示することで、更なるマッチングを推進する。							
2 地域福祉活動情報の提供の充実	④	地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)		学社連携推進事業	社会教育課ほか	市民の活動や学習を支援し、その取組を充実することで地域での人材育成や資源発掘を行い、その結果を地域社会に活かすことのできる人づくり、仕組みづくりを推進し、子どもたちや地域へ還元する機会の創出を図る。		
				支え合いの人づくり支援事業	重層的支援推進担当	市が市民活動団体等と共催して市民の福祉に関する講座等を実施する。また、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組に要する経費の一部を補助する。		
				地区学びと活動推進事業	地域課	生涯にわたる様々な学びの機会を提供するとともに、地域におけるお互いの顔の見える関係づくり、ひいては地域発意の課題解決や魅力向上の取組が広がる環境づくりを進める。		
	⑤	さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。(再掲)		地域資源情報公開システム事業	協働推進課	地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設等の地域資源情報を、分野やエリアごとに検索できるシステムを運用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、市・尼崎市社会福祉協議会(市社協)・地域活動の担い手など各主体間における情報共有を推進する。		
				民生児童委員関係事業	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。		
社会福祉関係団体補助金	福祉課	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等へ補助を行い、ボランティア活動を推進する。						
(3) 地域福祉を推進する人材の育成								
1 地域にかかわる専門職の研修の充実	①	地域福祉活動専門員の研修経費の補助などを通じ、多様化・複合化した地域課題に対応できる専門性の向上に向けた支援を行う。		地域福祉推進事業	重層的支援推進担当	市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員(生活支援コーディネータ兼務)の配置にかかる経費等を補助する。		
				重層的支援推進事業	重層的支援推進担当	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するため、支援会議等を通じて様々な支援機関や地域の支援関係者との役割分担等による伴走支援に取り組むとともに、ひきこもり等の対象者へのアウトリーチや、社会とのつながりを作るための参加支援を一体的に取り組む。		
				生活支援サポーター養成事業	介護保険事業担当	比較的軽度な状態にある要支援者等に対する生活援助や生活支援を行うための人材(生活支援サポーター)を新たに養成し、要支援者等を支える担い手の裾野の拡大を推進する。		
	②	市職員や地域包括支援センター等の支援関係者と地域で活動する民生児童委員や保護司等の支援関係者が、お互いを理解し、顔の見える関係を構築するための研修を実施する。			民生児童委員関係事業	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。	

第4期あまがさき地域福祉計画 関連事業 取組・方向性 整理表 (R4決算)

目標	展開方	取組・方向性	位置付	取組・方向性	主な関連事業	所属名	事業概要	記載例								
3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり																
(1) 包括的・総合的な相談支援の充実																
1 うけとめ・つなげる相談支援の推進	重層再犯	①	<p>複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成 ・支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実 ・多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり ・本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とする、社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効率的・効果的な実施 	不登校対策事業	子ども教育支援課	不登校対策推進事業、ハートフルフレンド派遣事業、子ども自立支援活動事業、不登校支援団体ネットワーク事業										
				子どもの育ち支援センター運営事業	いくしあ推進課	課題や困難を抱える子育て家庭に寄り添い、子どもの成長段階に応じて切れ目なく総合かつ継続的に支援する子どもの育ち支援センター(いくしあ)を運営する。										
				子ども・子育て総合相談事業	いくしあ推進課	いくしあ総合相談窓口の専門相談員が、身近な子育て相談から児童虐待や不登校、発達障害などの専門的な相談等に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、いくしあ内で、子どもの年齢に応じた切れ目のない、福祉、保健、教育等が連携した総合的な支援を行うためのアセスメント(見立て)や助言を行う。										
				尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業	子ども相談支援課	児童虐待再発防止等に関する機関との連携を図り、虐待の早期発見や予防など要保護児童等対策の促進を図る。										
				ヤングケアラー支援事業	子ども青少年課 ほか	ヤングケアラー支援のため、支援が必要な家庭に訪問支援員を派遣し、子どもの家事負担の軽減を図るとともに、当事者同士が悩みや不安を共有し、語り合う機会や悩み相談ができる居場所の設置等を行う。										
				こんには赤ちゃん事業	健康増進課	生後2か月頃の乳児がいる家庭を訪問員(会計年度任用職員保育士)が全戸訪問する。医療機関等からの情報提供により把握したハイリスク家庭については保健師が訪問する。										
				重層的支援推進事業	重層的支援推進担当	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、支援会議等を通じて様々な支援機関や地域の支援関係者との役割分担等による伴走支援に取り組むとともに、ひきこもり等の対象者へのアウトリーチや、社会とのつながりを作るための参加支援を一体的に取り組む。										
				生活困窮者自立相談支援事業	北部福祉相談支援課 ほか	生活困窮者自立相談支援窓口において、各種法定事業を効果的に機能させ、生活困窮者が抱える複合的な課題に対して、包括的かつ早期的な支援を行い、生活困窮者の自立を促す。										
				配偶者等暴力に関する支援事業	北部福祉相談支援課 ほか	配偶者暴力相談支援センターにおいて、関係機関と連携し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。										
				ひきこもり等支援事業	南部福祉相談支援課	ひきこもり等で支援に拒否的であったり、課題に気づいていない当事者に対し、信頼関係を構築するため、継続的な訪問支援、いわゆるアウトリーチ手法を取り入れた支援を行い、必要な支援につなぐ。また、ひきこもり当事者が集まる居場所・家族交流会を運営し、当事者の支援に必要な社会資源の受け入れ調整や状況に応じた開拓を行う。										
				地域福祉推進事業	重層的支援推進担当	市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)の配置にかかる経費等を補助する。										
				障害者(児)相談支援事業	障害福祉政策担当 ほか	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。										
				地域包括支援センター運営事業	包括支援担当	介護保険法第115条の46(地域包括支援センター)に規定されており、総合相談や権利擁護等、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。										
				在宅医療・介護連携推進事業	包括支援担当	多職種が連携・協力し、患者・利用者が安心して医療・介護を受けることが可能な仕組みやルールを構築する。										
				動物愛護推進強化事業	生活衛生課	収容動物用医薬品の購入、適正飼養啓発物の作成、不妊手術の助成拡充等を行う。(多頭飼育対策)										
2 就労・学習支援の充実	重層	②	<p>生活困窮者の支援体制の充実により、ニーズに応じた自立支援の取組を進める。また、市社協や支援機関とも連携し、迅速かつ適切な支援に努める。</p>	生活困窮者自立相談支援事業	北部福祉相談支援課 ほか	生活困窮者自立相談支援窓口において、各種法定事業を効果的に機能させ、生活困窮者が抱える複合的な課題に対して、包括的かつ早期的な支援を行い、生活困窮者の自立を促す。										
				重層的支援推進事業	重層的支援推進担当	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、支援会議等を通じて様々な支援機関や地域の支援関係者との役割分担等による伴走支援に取り組むとともに、ひきこもり等の対象者へのアウトリーチや、社会とのつながりを作るための参加支援を一体的に取り組む。										
				更生保護活動促進事業	福祉課	犯罪や非行のない地域社会づくりを目指し、更生保護ボランティアを中心とした地域での更生保護活動の促進を図る。										
				③	<p>福祉的な課題を抱え非行や犯罪をした人の立ち直りを支援するために、刑事司法機関(保護観察所等)や地域生活定着支援センター等と連携し、特性に応じた支援や非行防止等の取組を進める。</p>	高年齢者等見守り安心事業	重層的支援推進担当	見守りを希望した65歳以上のみで構成される高齢者世帯等を対象に、地域住民等による見守りを実施するとともに、配達事業者等と高齢者等の見守り協定を締結し、地域住民、事業者による重層的な見守り体制を構築する。								
						あまがさき住環境支援事業(リーフル)	住宅管理担当	対象団体にに対し、市営住宅の目的外使用を許可し、対象団体が実施する支援事業の利用者への貸し付けや、対象団体の事務所など活動の場として活用するもの。								
						④	<p>市社協と連携し、見守りなどの地域のささえあい活動へのつなぎ等による長期的、継続的な伴走支援を行う。</p>	生活困窮者等就労準備支援事業	北部保健福祉管理課 ほか	日常生活や社会生活などに課題があり直ちに一般就労に就けない生活困窮者等に対して、就職活動に向けた生活習慣の形成・社会的能力や知識の習得のための支援を行う。支援を通じて就労意欲を喚起し、就労開始による経済的困窮からの脱却を目指す。						
								障害者就労支援事業	障害福祉政策担当 ほか	障害者の就労に関する相談や支援を総合的に行う。						
								高年齢者生きがい就業事業	高齢介護課	介護予防・フレイル対策の取組として、生きがい就業を提供できる民間企業と就業活動を行い、高年齢者とのマッチング等を実施し、個人の特性や希望に合った生きがい就業をコーディネートする。						
								⑤	<p>居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。</p>	不登校対策事業	子ども教育支援課	不登校対策推進事業、ハートフルフレンド派遣事業、子ども自立支援活動事業、不登校支援団体ネットワーク事業				
										生活困窮者学習支援事業	北部保健福祉管理課 ほか	学業や進学環境が十分に用意されていない生活保護世帯等の子どもが、将来大人となり、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止するため、地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた支援とともに社会性や他者との関係性を育むことを目的とする。				
										発達相談支援事業	いくしあ推進課	発達相談(相談、発達・心理検査、診察)をはじめ、子ども支援教室、ペアレントトレーニングの実施を通して、必要な支援につなげていく。				
										⑥	<p>関係機関と連携し、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。</p>	子どもの育ち支援センター運営事業	いくしあ推進課	課題や困難を抱える子育て家庭に寄り添い、子どもの成長段階に応じて切れ目なく総合かつ継続的に支援する子どもの育ち支援センター(いくしあ)を運営する。		
												民生児童委員関係事業	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。		
												重層的支援推進事業	重層的支援推進担当	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、支援会議等を通じて様々な支援機関や地域の支援関係者との役割分担等による伴走支援に取り組むとともに、ひきこもり等の対象者へのアウトリーチや、社会とのつながりを作るための参加支援を一体的に取り組む。		
												配偶者等暴力に関する支援事業	北部福祉相談支援課 ほか	配偶者暴力相談支援センターにおいて、関係機関と連携し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。		
障害者(児)相談支援事業	障害福祉政策担当 ほか	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。														
地域包括支援センター運営事業	包括支援担当	介護保険法第115条の46(地域包括支援センター)に規定されており、総合相談や権利擁護等、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。														
精神保健事業	疾病対策課 ほか	精神疾患の早期治療・早期対応のための啓発を行うとともに、疾病の再発・再燃防止及び社会復帰を図るための適切な指導や支援、入院患者への退院支援を行う。また、自殺対策計画に基づき、自殺未遂者支援やゲートキーパーの育成、啓発等を行い自殺者の減少を図る。														
3 相談支援を担う人材の育成	⑦	<p>発達障害や知的障害等が疑われる子どもについては、学習支援教室を含め適切な支援機関や各種事業につなげられるよう、関係機関と情報共有・連携強化を進める。</p>	不登校対策事業	子ども教育支援課	不登校対策推進事業、ハートフルフレンド派遣事業、子ども自立支援活動事業、不登校支援団体ネットワーク事業											
			生活困窮者学習支援事業	北部保健福祉管理課 ほか	学業や進学環境が十分に用意されていない生活保護世帯等の子どもが、将来大人となり、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止するため、地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた支援とともに社会性や他者との関係性を育むことを目的とする。											
			発達相談支援事業	いくしあ推進課	発達相談(相談、発達・心理検査、診察)をはじめ、子ども支援教室、ペアレントトレーニングの実施を通して、必要な支援につなげていく。											
			⑧	<p>地域における課題の早期把握、支援のネットワークの充実・強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。</p>	子どもの育ち支援センター運営事業	いくしあ推進課	課題や困難を抱える子育て家庭に寄り添い、子どもの成長段階に応じて切れ目なく総合かつ継続的に支援する子どもの育ち支援センター(いくしあ)を運営する。									
					民生児童委員関係事業	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。									
					重層的支援推進事業	重層的支援推進担当	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、支援会議等を通じて様々な支援機関や地域の支援関係者との役割分担等による伴走支援に取り組むとともに、ひきこもり等の対象者へのアウトリーチや、社会とのつながりを作るための参加支援を一体的に取り組む。									
					配偶者等暴力に関する支援事業	北部福祉相談支援課 ほか	配偶者暴力相談支援センターにおいて、関係機関と連携し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。									
					障害者(児)相談支援事業	障害福祉政策担当 ほか	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。									
					地域包括支援センター運営事業	包括支援担当	介護保険法第115条の46(地域包括支援センター)に規定されており、総合相談や権利擁護等、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。									
					精神保健事業	疾病対策課 ほか	精神疾患の早期治療・早期対応のための啓発を行うとともに、疾病の再発・再燃防止及び社会復帰を図るための適切な指導や支援、入院患者への退院支援を行う。また、自殺対策計画に基づき、自殺未遂者支援やゲートキーパーの育成、啓発等を行い自殺者の減少を図る。									

第4期 あまがさき地域福祉計画の関連事業一覧

記載例

基本目標		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R4 主要 事業	事務 事業	施策 評価	担当所属名		
展開 方向	取組 方向性														
基本目標1「ささえあい」を育む人づくり															
基本目標1 「ささえあい」を育む人づくり	(1) 福祉学習の推進	1 多様な手法による学びの推進	中事業	地区学びと活動推進事業	生涯にわたる様々な学びの機会を提供するとともに、地域におけるお互いの顔の見える関係づくり、ひいては地域発意の課題解決や魅力向上の取組が広がる環境づくりを進める。	地域課は、地域の多様な主体がつながり、地域課題を共有し解決に向けて学ぶプラットフォームの運営に取り組んでおり、新たに園田において定期開催が始まったことで、地域課主催のプラットフォームが全地域に設置された。また、地区別に事業を振り返る仕組みを構築し、各地区で共通して振り返る項目を設定したことにより、1地区の好事例が他地区の取組に発展するなど、学びの機運が高まった。	プラットフォームについては、地域への定着を目指す一方、新たな話題や出会いが生まれるよう、適宜、開催方法等の見直しを図っていく必要がある。	維持(継続)	防災訓練を通して、隣近所とのつながりや助け合いの重要性を経験することで、シチズンシップを育み、地域力の向上を目指す。地域コミュニティ・学びに関する施策と各施策との連携を深めて課題解決へとつなげるため、地域政策本部会議などを活用し、地域課と各施策の所管課で、相互に課題等の情報共有や意見交換を行う場を新たに設ける。プラットフォームの開催方法やあり方については、話題が固定化しないように必要に応じて見直しを行うとともに、そこから多様な連携が生まれるよう地域担当職員が積極的にコーディネートを行う。			●	各地域課		
				中事業	支え合いの人づくり支援事業	市が市民活動団体等と共催して市民の福祉に関する講座等を実施する。また、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組に要する経費の一部を補助する。	地域の当事者理解に向け、当事者団体や支援関係者と連携した要援護者災害シンポジウムの開催や、立花地域課と連携し、防災をテーマに福祉協会や消防団、障害福祉サービス事業所等と地域のつながりを考える意見交換会や防災訓練を実施した。参加者から地域住民同士の関係づくりや学び・情報共有の場づくりが大切といった意見があり、地域防災力の向上と支え合う意識の醸成につながった。	実施地区では参加者の意識醸成につながったものの、それ以外の地区においても防災等の市民共通課題をテーマに支え合う意識の醸成を進める必要がある	維持(継続)	引き続き、地域振興センターや市社協等と好事例を共有し、各地区で「防災」等の身近な地域課題をテーマに、当事者と交流する学びの場づくりに取り組む。			●	重層的支援推進担当	
				中事業	支え合いの人づくり支援事業	市が市民活動団体等と共催して市民の福祉に関する講座等を実施する。また、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組に要する経費の一部を補助する。	将来の担い手育成に向け、防災や教育を学ぶ大学生を自主防災会等とつなぐことで、新たに地域住民や小学生向けの防災教育やバラスポーツによる地域交流事業等、10校17グループの市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。 【指標1-1】			維持(継続)	引き続き、地域振興センターなどの関係各課や市社協と連携し、協働先となる市民活動団体の紹介等を行い、学生等の市民主体の活動を支援していくとともに、民生児童委員の理解を深めるために役割や活動の効果的な周知手法を検討する。			●	重層的支援推進担当
		中事業	支え合いの人づくり支援事業	③身近な地域課題を共有、学習するためのICTの活用も含め、さまざまな手法による学びや協議の場づくりを進める。											
		2 学びの情報発信の充実	中事業	社会力育成事業	社会力の育成を推進するため、①学級を基盤とした集団において目標や規範を設定し、望ましい人間関係を築く。②生徒会活動を活性化し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育成する。③体験活動を通して、その意義を理解し、地域社会に参画する態度を育成する。という3つの観点により事業を実施する。	課題解決に必要な力や主体的に地域社会に参画し行動する力を育成するため、社会力育成事業において各校の生徒会執行部の代表者2名ずつが参加し、夏季研修会を実施した。研修会では、「みんなの尼崎大学」を通じて、生涯、学習！推進課と連携したカードゲーム「ATTF2(尼崎で暮らす人からの「きいて」というおなやみに、まちのお宝を組み合わせて「おせっかい」するカードゲーム「アマガサキトゥザフューチャー2)」を通して、地域の特徴や課題に目を向けることで、自校の取組や課題を見直し、これまでの取組や新たな取組を考えるきっかけを与えることができた。	生徒自ら地域や学校をより知ることで自校の課題を認識し、課題解決に向け主体的・実践的に取り組むような働きかけが必要である。	維持(継続)	生徒が課題解決等に向けて主体的・実践的に取り組めるよう、夏季研修会の充実を図る。				●	学校教育課	
	中事業			学社連携推進事業	市民の活動や学習を支援し、その取組を充実することで地域での人材育成や資源発掘を行い、その結果を地域社会に活かすことのできる人づくり、仕組みづくりを推進し、子どもたちや地域へ還元する機会の創出を図る。			維持(継続)					●	社会教育課ほか	
	中事業			みんなの尼崎大学事業	地域活動を担う“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットフォームとなり、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱き、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。また若年層を中心に、身近な地域への愛着や主体的な地域への関わりといったシチズンシップを育てる。			維持(継続)					●	生涯、学習！推進課	
	中事業		社会福祉関係団体補助金	⑤さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等へ補助を行い、ボランティア活動を推進する。	講座等参加者数は前年度に比べ増加しているものの、コロナ禍以前の水準まで回復しておらず、効果的な情報発信が課題となっている。	維持(継続)	各種講座などの情報とボランティア登録者・団体にメール発信する等、効果的な情報発信に取り組む。				●	福祉課		

第4期 あまがさき地域福祉計画の関連事業一覧

記載例

基本目標												事務事業	施策評価	担当所属名
展開方向	取組方向性	取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R4主要事業				
基本目標1 「ささえあい」を育む人づくり	(2) 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援	1 マッチングの推進	①地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あまさえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。	中事業	地域資源情報公開システム事業	地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設等の地域資源情報を、分野やエリアごとに検索できるシステムを運用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、市・尼崎市社会福祉協議会(市社協)・地域活動の担い手など各主体間における情報共有を推進する。	地域情報を分野やエリアごとに検索できる地域情報共有サイト(あまさえあ)の活用検討や、地域課の担当職員の地域とのつながりを可視化し地域資源とのつながりを把握・共有するための仕組みを整備した。	・関係者の地域資源情報の登録、利用等を引き続きサポートし、関係者間の情報共有が活発に行われるよう、適宜操作説明会を行った。 ・各地域課及び各支部社協、生涯、学習！推進課のメンバーで構成したあまさえあ活用検討会を開催し、より活用しやすい運用ルールを整備した。また、新たに追加した機能である団体記録の効果的な活用方法を検討し、関係者間で共有した。 ・情報の更新作業が課題となっているため、引き続き適切な運用に向けた検討が必要である。	維持(継続)	・シニア元氣アップバンフレットとの情報運動を行い、業務の効率化を図る。 ・団体記録の機能を周知し、より幅広く関係者間で情報共有できるよう推進していく。 ・登録された地域資源情報をもとに、地区ごとの特性や地域課題を把握できるよう作成している分析資料について関係者から意見を募り、より効果的な活用に向けた改善を検討していく。		●	●	協働推進課
			②学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、高校生・大学生等の活動経費を支援するとともに、市社協や各地域振興センターとも連携し、協働の相手方となる市民活動団体の紹介等を行う。	中事業	支え合いの人づくり支援事業	市が市民活動団体等と共催して市民の福祉に関する講座等を実施する。また、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組に要する経費の一部を補助する。	将来の担い手育成に向け、防災や教育を学ぶ大学生を自主防災会等とつなぐことで、新たに地域住民や小学生向けの防災教育やバラスポーツによる地域交流事業等、10校17グループの市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。		維持(継続)	引き続き、地域振興センターなどの関係各課や市社協と連携し、協働先となる市民活動団体の紹介等を行い、学生等の市民主体の活動を支援していくとともに、民生児童委員の理解を深めるために役割や活動の効果的な周知手法を検討する。		●	●	重層的支援推進担当
			③市社協への支援を通じて、既存の活動団体における活動者やささえあい地域活動センター「むすぶ」登録者に対し、地域で必要とされている具体的な地域福祉活動を提示することで、更なるマッチングを推進する。	中事業	社会福祉関係団体補助金	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等へ補助を行い、ボランティア活動を推進する。	ボランティアセンター等では、既存制度で対応困難な障害のある児童の通学支援に向け、交流会等を通じたボランティアグループの立ち上げや、若年女性の自立支援団体と連携したボランティア養成講座の開催による担い手確保に取り組んだ。		維持(継続)	5-1-⑥引き続き、地域の様々な支援ニーズに対応したボランティア講座を開催するなど、担い手の確保とマッチングを一体的に進める。		●	●	福祉課
				中事業	地域福祉推進事業	市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員(生活支援コーディネータ兼務)の配置にかかる経費等を補助する。	地域福祉活動専門員が地域活動者とボランティア登録者や生活支援サポーター養成研修修了者との交流会等を実施し、地域福祉活動のマッチングを進めた。	一部の地区では地域住民の抱える課題に対応する福祉専門職との協議により、専門職視点で将来必要となる地域課題の検討が進んだことから、各地区において様々な専門機関と課題を共有・協議する場が必要となる。	維持(継続)	・市社協と連携し、引き続き、各地区地域福祉ネットワーク会議を通じて好事例の共有を行うとともに、地域の各分野の専門機関が課題や情報を共有する場づくりを進める。 ・引き続き、ボランティア登録者等と既存活動との交流を図るなど、マッチングを進める		●	●	重層的支援推進担当

第4期 あまがさきし地域福祉計画の関連事業一覧

記載例

基本目標		展開方向	取組方向性	取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R4主要事業	事務事業	実施評価	担当所属名		
基本目標1 「ささえあい」を育む人づくり	(2) 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援	2 地域福祉活動情報の提供の充実	④地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)	中事業	学社連携推進事業	市民の活動や学習を支援し、その取組を充実することで地域での人材育成や資源発掘を行い、その結果を地域社会に活かすことのできる人づくり、仕組みづくりを推進し、子どもたちや地域へ還元する機会の創出を図る。	尼崎北小学校では地域資産(一寸豆、富松城、新能)に着目した学習を様々な主体に協力を得て実施するとともに、立花地域課による大学のゼミ生と市民グループの活動コーディネートにより、さらに学習の充実が図られた。これらの同校の地域との連携に係る取組が文部科学大臣表彰を受賞した。	保護者や地域住民等に活動の効果や魅力について継続的に情報を発信するとともに、学校管理職、教員に対しては、地域人材の活用が子どもたちの学びの充実や教員の負担軽減につながることに、さらに理解を深めてもらえるよう継続して周知を図る必要がある。	維持(継続)	地域学校協働活動の参加者の幅を広げるとともに、活動をより定着させるため、効果等についての情報発信や学校関係者向けの研修を継続して実施する。また、中学校に地域学校協働活動を導入するにあたり、学校運営協議会設置校においては、地域学校協働活動との一体的推進を支援するとともに、学校運営協議会未設置校においても既存の中学校区健全育成協議会事業を活かし、円滑に活動が導入されるよう支援を行う。				●	社会教育課 ほか		
				中事業	支え合いの人づくり支援事業	市が市民活動団体等と共催して市民の福祉に関する講座等を実施する。また、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組に要する経費の一部を補助する。	若い世代が活動するきっかけとなるよう、大学等と連携し、市民まつりで学生等が防災すごろく体験会等を実施したほか、市ホームページや市民活動の広場あまがさきポータルサイト、あまなび等で学生等の活動内容を発信した。	地域を支える民生児童委員等の役割や活動の周知とともに、既存制度で十分に対応できないニーズを支えるボランティアの育成とマッチングが課題となっている。	維持(継続)	引き続き、地域振興センターなどの関係各課や市社協と連携し、協働先となる市民活動団体の紹介等を行い、学生等の市民主体の活動を支援していくとともに、民生児童委員等の理解を深めるために役割や活動の効果的な周知手法を検討する。				●	重層的支援推進担当/福祉課		
				中事業	地区学びと活動推進事業	生涯にわたる様々な学びの機会を提供するとともに、地域におけるお互いの顔の見える関係づくり、ひいては地域発意の課題解決や魅力向上の取組が広がる環境づくりを進める。	地域活動への参加を促す第一歩として、地域とつながることの大切さを広く伝えるため、令和4年9月号の市報において、防災、子ども食堂等をテーマに自治会等の取組を紹介する特集記事を掲載した。	尼崎市社会福祉協議会における地域活動の担い手の高齢化、自治会不在の地域への対応といった課題がある中、若い世代の活動者を増やすための取組が必要である。	維持(継続)	プラットフォーム等を通じた新たな担い手の発掘やテーマ型の活動の支援を行う中で、活動者を自治会等の地縁型の地域活動へもつなげていく。					●	地域課	
				中事業	地域資源情報公開システム事業	地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設等の地域資源情報を、分野やエリアごとに検索できるシステムを運用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、市・尼崎市社会福祉協議会(市社協)・地域活動の担い手など各主体間における情報共有を推進する。	地域情報を分野やエリアごとに検索できる地域情報共有サイト(あまさえあ)の活用検討や、地域課の担当職員の地域とのつながりを可視化し地域資源とのつながりを把握・共有するための仕組みを整備した。	・関係者の地域資源情報の登録、利用等を引き続きサポートし、関係者間の情報共有が活発に行われるよう、適宜操作説明会を行った。 ・各地域課及び各支部社協、生涯、学習!推進課のメンバーで構成したあまさえあ活用検討会を開催し、より活用しやすい運用ルールを整備した。また、新たに追加した機能である団体記録の効果的な活用方法を検討し、関係者間で共有した。 ・情報の更新作業が課題となっているため、引き続き適切な運用に向けた検討が必要である。	維持(継続)	・シニア元気アップパンフレットとの情報連動を行い、業務の効率化を図る。 ・団体記録の機能を周知し、より幅広く関係者間で情報共有できるよう推進していく。 ・登録された地域資源情報をもとに、地区ごとの特性や地域課題を把握できるよう作成している分析資料について関係者から意見を募り、より効果的な活用に向けた改善を検討していく。				●	●	協働推進課	
				中事業	民生児童委員関係事業	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。	民生児童委員や保護司の担い手確保に向けて、市ホームページ等で活動紹介を行った。	地域を支える民生児童委員等の役割や活動の周知とともに既存制度で十分に対応できないニーズを支えるボランティアの育成とマッチングが課題となっている。	維持(継続)	引き続き、地域振興センターなどの関係各課や市社協と連携し、協働先となる市民活動団体の紹介等を行い、学生等の市民主体の活動を支援していくとともに、民生児童委員の理解を深めるために役割や活動の効果的な周知手法を検討する。						●	福祉課
				中事業	社会福祉関係団体補助金	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等へ補助を行い、ボランティア活動を推進する。	尼崎市社会福祉協議会(市社協)ボランティアセンターと各地区ささえあい地域活動支援センター「むすぶ」では活動団体と連携し担い手づくり等の多様な講座等を実施した。(市社協主催講座等数、延べ参加者数R2:60回/1,167人、R3:122回/2,206人、R4:115回/3,063人)【指標1-2】	講座等参加者数は前年度に比べ増加しているものの、コロナ禍以前の水準まで回復しておらず、効果的な情報発信が課題となっている。	維持(継続)	各種講座などの情報とボランティア登録者・団体にメール発信する等、効果的な情報発信に取り組む。							●

第4期 あまがさきし地域福祉計画の関連事業一覧

記載例

基本目標			取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R4 主要 事業	事務 事業	施策 評価	担当所属名
展開 方向	取組 方向性													
基本目標1 「ささえあい」を育む人づくり	(3) 地域福祉を推進する人材の育成	1 地域にかかわる専門職の研修の充実	①地域福祉活動専門員の研修経費の補助などを通じ、多様化・複合化した地域課題に対応できる専門性の向上に向けた支援を行う。	中事業	地域福祉推進事業	市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員(生活支援コーディネータ兼務)の配置にかかる経費等を補助する。	地域福祉活動専門員が地域活動者とボランティア登録者や生活支援サポーター養成研修修了者との交流会等を実施し、地域福祉活動のマッチングを進めた。	一部の地区では地域住民の抱える課題に対応する福祉専門職との協議により、専門職視点で将来必要となる地域課題の検討が進んだことから、各地区において様々な専門機関と課題を共有・協議する場が必要となる。	維持 (継続)	・市社協と連携し、引き続き、各地区地域福祉ネットワーク会議を通じて好事例の共有を行うとともに、地域の各分野の専門機関が課題や情報を共有する場づくりを進める。 ・引き続き、ボランティア登録者等と既存活動との交流を図るなど、マッチングを進める		●		重層的支援推進担当
				中事業	重層的支援推進事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、支援会議等を通じて様々な支援機関や地域の支援関係者との役割分担等による伴走支援に取り組むとともに、ひきこもり等の対象者へのアウトリーチや、社会とのつながりを作るための参加支援を一体的に取り組む。	複雑・複合化した課題を抱えた方の早期把握と包括的な支援に向け、保健、福祉、税、国保、住宅、教育部局等で構成する「重層的支援推進会議」を設置し、多機関での包括的な対応事例の共有や連携促進に向けた協議を行ったほか、庁内研修計33回、ケアマネジャー協会、医療・介護連携協議会等における事業周知や協力要請、意見交換計28回を実施した。 【指標1-3】	・支援会議での検討事例の多くは、障害者手帳の交付に至らない境界層の方や障害福祉サービス等の利用が定着しない方など、既存の制度や地域資源の利用が難しく、社会的孤立状態にあるといった課題がある。また、複雑・複合化した事例に対する多角的な視点でのアセスメントや適切な支援策の検討には、直接支援に携わる支援機関だけではなく、多様な支援機関・団体の連携意識の醸成が必要となる。 ・多分野多職種等の支援機関や支援関係者をコーディネートする職員の体制整備や人材育成が課題となる。	維持 (継続)	引き続き、重層的支援に関わる保健福祉センター・地域振興センター等の庁内関係機関や庁外専門機関等との相互理解による連携意識の醸成に向けて、多機関等での支援対応事例を活用した事例検討会等を実施する。	新規	●	重層的支援推進担当	
				中事業	生活支援サポーター養成事業	比較的軽度な状態にある要支援者等に対する生活援助や生活支援を行うための人材(生活支援サポーター)を新たに養成し、要支援者等を支える担い手の裾野の拡大を推進する。	生活支援サポーターの確保に向けては、生活支援コーディネーターと連携し、市内2地区(小田・園田)の生涯学習プラザで養成研修を開催し、地域活動に興味のある人に対して、研修参加を呼びかけるとともに、研修内容に地区の地域課題・活動の事例を加え、受講後の活動につなげる啓発を行い、12回の研修を通して新たに114人を認定し、15人が就業し、46人が地域活動等を行った。	研修の受講者数や修了者の就労者及び地域活動者数が少ないことから、各地区の関係機関との連携を強化する必要がある。	維持 (継続)	生活支援サポーターの確保に向けては、生活支援コーディネーター等の関係機関と連携し、地域活動に興味がある人に対して研修参加を呼びかけるとともに、研修参加後の活動相談や就職活動の支援、活動に対する意識啓発等を行い、受講者数や就労者、地域活動者数の増加につなげていく。		●	介護保険事業担当	
				中事業	民生児童委員関係事業	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。	関係機関との円滑な連携や社会的孤立に陥った人の早期把握に向け、全体研修や一斉改選後の新任委員研修において、各福祉分野の支援機関の役割やひきこもり等支援事業等の研修を実施した。	民生児童委員の任期満了に伴う一斉改選では、より地域に身近な尼崎市社会福祉協議会に業務を委託し、推薦準備会の運営経費を支出するなど、推薦環境整備に努めたが、欠員は増加し、民生児童委員の担い手不足が課題となっている。	維持 (継続)	引き続き、地区民生児童委員協議会や民生児童委員に対する継続した支援を行うとともに、関係機関との連携を意識した民生児童委員研修の充実を図る。	●	福祉課		

第4期 あまがさきし地域福祉計画の関連事業一覧

記載例

基本目標										R4 主要 事業	事務 事業	実施 評価	担当所属名			
展開 方向	取組 方向性	取組内容(第4期)	内包 計画	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向 性					次年度(今後)の取組		
基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり																
基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	(1) 包括的・総合的な相談支援の充実	1 うけとめ・つなげる相談支援の推進	①複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。 ・既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成 ・支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実 ・多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり ・本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とする、社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効率的・効果的な実施	重層再犯	中事業	不登校対策事業	不登校対策推進事業、ハートフルフレンド派遣事業、子ども自立支援活動事業、不登校支援団体ネットワーク事業	1)不登校対策推進事業:小・中学校の不登校担当者等を対象に研修を実施(72人参加)するとともに、中学校不登校研究協議会との共催による教職員・フリースクール担当者・子ども自立支援員・ハートフルフレンド向けの研修を実施(31人参加)することで、不登校児童生徒への理解を深め、組織的・継続的な取組につなげた。 ハートフルフレンド派遣事業:園田学園女子大と協働でハートフルフレンド研修を行い、ボランティアスタッフの確保(令和4年21人)と資質向上を図った。 子ども自立支援活動事業:体験活動を教育支援室3カ所で行った(23人参加)し、個々の状況に応じた支援活動を進めることができた。		維持(継続)	不登校対策事業の取組は、不登校出現率の増加傾向が全国的に続いており、今後もさらに増加していくことが見込まれることから、市が中心となって継続して事業を実施することが必須である。今後も教職員の資質・能力の向上を図り、多様な支援を組織的に行っていくため、「不登校児童生徒支援シート」を作成し活用していく。さらには、先進事例の視察や有識者会議から知見を得るなど不登校特例校の調査・研究を行う。				子ども教育支援課	
				重層再犯	中事業	子どもの育ち支援センター運営事業	課題や困難を抱える子育て家庭に寄り添い、子どもの成長段階に応じて切れ目なく総合的かつ継続的に支援する子どもの育ち支援センター(いくしあ)を運営する。	子どもの育ち支援センター(いくしあ)ではいくしあ内支援会議を定期開催することで、子どもに対し連携した支援を進めた。	いくしあ内支援会議の協議により支援方針を定めるが、その意図が支援担当者に十分に伝わっていないことがあった。	維持(継続)	支援方針の共有や支援の進捗管理を推進しながらチーム支援に取り組む。 児童福祉法改正に伴う「子ども家庭センター」の設置に向けていくしあ・南北保健福祉センターの機能を基に切れ目のない支援体制の整備を進める。				いくしあ推進課	
				重層再犯	中事業	子ども・子育て総合相談事業	いくしあ総合相談の専門相談員が、身近な子育て相談から児童虐待や不登校、発達障害などの専門的な相談に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、子どもの年齢に応じた切れ目のない福祉・保健・教育等が連携した総合的な支援を行うためのアセスメント(見立て)や助言等を行う。	・人口規模や相談体制が類似している「エールぎふ」の開設翌年の相談件数を年間目標にしてきたが、令和4年度は開設以降初めて相談人数が減少した。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策による日常生活への影響が大きかったと思われるため、令和4年度の新規相談減少の理由が新型コロナウイルスによる影響なのか、相談人数が高止まりとなっているのか、今後の相談人数の推移を把握していく必要がある。 ・毎月第一土曜日も相談窓口を試行的に開設。子育てや発達相談等に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、総合的な支援を行うためのアセスメントを行った。			維持(継続)	・総合相談に寄せられる相談は令和4年度は前年度と比較して減少しているが、身近な子育て相談から専門的な相談まで相談者に寄り添いながら課題を整理し、保護者や子どもの不安軽減に寄与している。本事業は継続実施の方向で取組を進める。 ・様々な事情により平日開庁時間内に相談ができないといった市民ニーズを把握していくために、令和5年4月以降も第一土曜日にいくしあ総合相談窓口を試行的に開設。市民ニーズの把握に努めるとともに、次年度以降の相談体制の在り方について検討していく。				いくしあ推進課
				重層再犯	中事業	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業	児童虐待再発防止等に関する機関との連携を図り、虐待の早期発見や予防など要保護児童等対策の促進を図る。	要保護児童対策地域協議会(要対協)の相談支援件数が年々増加する中、要対協の受理会議を月1~2回から週1回開催に改め、より効率的に支援を進めたほか、支援のモニタリング等の改善に向けた検討を行った。	支援業務が増大する中、要対協の運営をより効率的なものとする必要がある。また、いくしあと南北保健福祉センターのサテライトの情報共有・協議等が即時に行えないことが支援業務の効率を下げていることが課題である。	維持(継続)	・児童福祉法改正に伴う「子ども家庭センター」の設置に向けていくしあ・南北保健福祉センターの機能を基に切れ目のない支援体制の整備を進める。 ・業務増大の中、さらに支援に注力するため要対協の運営改善を図るほか、ICT機器の導入やサテライトの体制整備など3拠点間の業務効率化を検討する。				子ども相談支援課	
				重層再犯	中事業	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー支援のため、支援が必要な家庭に訪問支援員を派遣し、子どもの家事負担の軽減を図るとともに、当事者同士が悩みや不安を共有し、語り合う機会や悩み相談ができる居場所の設置等を行う。	支援を要するヤングケアラー等に訪問支援員を派遣し、負担軽減を図りながら必要な支援を行った。(実績:16世帯、派遣回数188回)また、当事者同士で交流や情報交換ができるイベントを実施し、参加者の相談等にも応じた。(実績:18回開催)	家庭環境上支援が必要なヤングケアラー等は、自ら支援を求めることが難しく、相談・支援につなげることが困難である。	維持(継続)	ヤングケアラーの早期発見のため、相談フロー図を作成し、学校等関係機関とも共有するなど連携を一層進める。	新規				子ども青少年課 ほか
				重層再犯	中事業	こんにちは赤ちゃん事業	生後2か月頃の乳児がいる家庭を訪問員(会計年度任用職員保育士)が全戸訪問する。医療機関等からの情報提供により把握したハイリスク家庭については保健師が訪問する。	・こんにちは赤ちゃん事業により継続した支援が必要と判断した家庭に対しては、担当保健師による事後フォロー(111件3.3%)を行った。 ・生後2か月頃の時期に訪問員が訪問することで、子育ての不安や育児負担感の解消に向けた情報の発信や相談支援につなげていることから、児童虐待の発生予防、早期発見にも寄与してきた。		維持(継続)	・訪問した対象者からは顔を合わせることで相談しやすく、「訪問を心待ちにしていた」「話を聞いてもらって安心した」との声も聞かれている。子育て応援給付金を申請するためには面談が必須となるため、今後はさらに訪問実施率の上昇が期待され、今後も地区担当保健師と連携することで、切れ目のない支援を実施していく。 ・家庭訪問では、特に多様なニーズや背景を捉えた上での支援が必要となり、高いスキルが必要となってくることから、引き続き訪問員の研修等を通じて、様々な相談に適切に対応できるスキルの向上に努める。					健康増進課
				重層再犯	中事業	重層的支援推進事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、支援会議等を通じて様々な支援機関や地域の支援関係者との役割分担等による伴走支援に取り組むとともに、ひきこもり等の対象者へのアウトリーチや、社会とのつながりを作るための参加支援を一体的に取り組む。	・包括的な相談支援体制を推進するために重層的支援推進担当を設置し、保健福祉センターや地域振興センター等との情報共有による適切な支援につなぐための支援会議や尼崎市社会福祉協議会(市社協)と重層的支援推進事業の協働実施に関する協定締結等、組織横断的な連携を促進する体制や情報共有の手順等を整備した。 ・複雑・複合化した課題を抱えた方の早期把握と包括的な支援に向け、保健、福祉、税、国保、住宅、教育部局等で構成する「重層的支援推進会議」を設置し、多機関での包括的な対応事例の共有や連携促進に向けた協議を行ったほか、庁内研修計33回、ケアマネジャー協会、医療・介護連携協議会等における事業周知や協力要請、意見交換計28回を実施した。 ・多分野の支援機関や民生児童委員等が参画する支援会議で計51ケースの検討を行った。ケース検討数は目標を達成していないものの、多機関での情報共有や多角的な視点でのアセスメント、支援プランの作成等に取り組んだ。【指標3-1】	・支援会議での検討事例の多くは、障害者手帳の交付に至らない境界層の方や障害福祉サービス等の利用が定着しない方など、既存の制度や地域資源の利用が難しく、社会的孤立状態にあるといった課題がある。また、複雑・複合化した事例に対する多角的な視点でのアセスメントや適切な支援策の検討には、直接支援に携わる支援機関だけではなく、多様な支援機関・団体の連携意識の醸成が必要となる。 ・多分野多職種等の支援機関や支援関係者をコーディネートする職員の体制整備や人材育成が課題となる。	維持(継続)	・新規事業「つながり支援プロジェクト」により、個別性の高い支援ニーズのある対象者の受入先を開拓し、就労機会や社会参加の場の提供を行う。 ・引き続き、ひきこもり等の対象者の早期把握に向け、市ホームページ・市報、市民向けの啓発講座、支援会議・福祉専門職団体が参画する各種会議等を通して様々な支援関係者に対して相談窓口や対応方法についての周知を行う。 ・引き続き、重層的支援やDV被害者支援に関わる保健福祉センター・地域振興センター等の庁内関係機関や庁外専門機関等との相互理解による連携意識の醸成に向けて、多機関等での支援対応事例を活用した事例検討会等を実施する。	新規				重層的支援推進担当/南・北福祉相談支援課

第4期 あまがさき地域福祉計画の関連事業一覧

記載例

基本目標										R4 主要 事業	事務 事業	施策 評価	担当所属名	
展開 方向	取組 方向性	取組内容(第4期)	内包 計画	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向 性					
基本目標3 誰もが安心して暮らしを支える基盤づくり	(1) 包括的・総合的な相談支援の充実	1 うけとめ・つなげる相談支援の推進	①複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。 ・既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成 ・支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実 ・多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり ・本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とする、社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効率的・効果的な実施	重層再犯	中事業	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援窓口において、各種法定事業を効果的に機能させ、生活困窮者が抱える複合的な課題に対して、包括かつ早期的な支援を行い、生活困窮者の自立を促す。	生活困窮者自立相談支援事業では、相談件数は昨年度より減少したものの、複数回の相談が必要となる複合的な課題を抱える生活困窮者の増加に対応するための寄り添い型の支援や伴走支援に努めた結果、相談件数に占める継続相談件数の割合が増加した(R3相談件数:R3継続≒1:0.77⇒R4相談件数:R4継続≒1:0.84)。	複雑・複合化した課題を抱える方に対しては、フォーマル、インフォーマルを問わず様々な制度を活用しながら課題の解決に向かって伴走していく必要があるが、収入に応じた適切な支出管理や多重債務の整理、本人の状況に応じた給付や貸付制度の活用など、家計に関する専門的な知識を持って中長期的に伴走支援をしていくことが十分にできていないといった課題がある。	維持(継続)	・専門の支援員を配置し、税金や公共料金等の滞納、多重債務など家計管理に課題を抱える相談者に対して、家計状況の把握や家計改善に向けた意欲喚起、適切な家計管理を継続的に実施するために家計改善支援事業の実施に向けた取組を進める。			北部福祉相談支援課 ほか
				重層再犯	中事業	配偶者等暴力に関する支援事業	配偶者暴力相談支援センターにおいて、関係機関と連携し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。	⑧DV被害者支援に関わる関係職員による業務内容理解や課題共有、顔の見える関係づくりによる連携促進のための交流会を実施した。	DV被害者を早期支援につなぐためにも、DV被害者と接する可能性がある様々な窓口職員に向けた周知が必要となる。	維持(継続)	引き続き、重層的支援やDV被害者支援に関わる保健福祉センター、地域振興センター等の庁内関係機関や庁外専門機関等との相互理解による連携意識の醸成に向けて、多機関等での支援対応事例を活用した事例検討会等を実施する。			北部福祉相談支援課 ほか
				重層再犯	中事業	ひきこもり等支援事業	ひきこもり等で支援に拒否的であったり、課題に気づいていない当事者に対し、信頼関係を構築するため、継続的な訪問支援、いわゆるアウトリーチ手法を取り入れた支援を行い、必要な支援につなぐ。また、ひきこもり当事者が集える居場所・家族交流会を運営し、当事者の支援に必要な社会資源の受け入れ調整や状況に応じた開拓を行う。	令和4年7月からひきこもり等支援事業を開始し、15世帯17人に対してアウトリーチを実施するとともに、ひきこもりの居場所や家族交流会を定期開催した。	長期間ひきこもり等状態にある事例の多くは課題が深刻化し、適切な支援につなぐことが難しいといった課題がある。	維持(継続)	・引き続き、ひきこもりの対象者の早期把握に向け、市ホームページ・市報、市民向けの啓発講座、支援会議・福祉専門職団体が参画する各種会議等を通して様々な支援関係者に対して相談窓口や対応方法についての周知を行う。(再掲) ・引き続き、重層的支援やDV被害者支援に関わる保健福祉センター・地域振興センター等の庁内関係機関や庁外専門機関等との相互理解による連携意識の醸成に向けて、多機関等での支援対応事例を活用した事例検討会等を実施する。	新規	●	南部福祉相談支援課
				重層再犯	中事業	地域福祉推進事業	市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員(生活支援コーディネータ兼務)の配置にかかる経費等を補助する。	各地区地域福祉ネットワーク会議では、高齢化、核家族化に伴う共通課題の見守りや居場所づくり等について協議が行われ、園田地区では高齢者、障害者、子ども分野の支援機関と地域住民による移動困難者の買い物支援の協議、立花地区では生活支援サポーターと地域活動者との交流会等が行われた。これら好事例を、各地区地域福祉ネットワーク会議メンバー対象の研修や、庁内の地域づくり関係課と市社協との合同研修で共有した。 ・地域福祉活動専門員が地域活動者とボランティア登録者や生活支援サポーター養成研修修了者との交流会等を実施し、地域福祉活動のマッチングを進めた。	一部の地区では地域住民の抱える課題に対応する福祉専門職との協議により、専門職視点で将来必要となる地域課題の検討が進んだことから、各地区において様々な専門機関と課題を共有・協議する場が必要となる。	維持(継続)	・市社協と連携し、引き続き、各地区地域福祉ネットワーク会議を通じて好事例の共有を行うとともに、地域の各分野の専門機関が課題や情報を共有する場づくりを進める。 ・引き続き、ボランティア登録者等と既存活動との交流を図るなど、マッチングを進める。		●	重層的支援推進担当
				重層再犯	中事業	障害者(児)相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。	・障害者が地域で生活するのに必要なサービスや相談支援のニーズの高まりや諸制度の周知・普及等により、委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和4年度30,392回)が依然高い水準で推移している中、その対応にあたっている。これら相談への適切な支援に向けて、あまがさき相談支援連絡会(あま相)を13回開催し、支援状況の共有や事例検討のほか、尼崎市社会福祉協議会との連携などテーマ別の研修会(3回)を実施して支援力の向上につなげた。 ・指定相談支援事業所のネットワーク会議を計9回(全体会2回、テーマ別開催5回、計画書き方教室2回)開催し、計画作成状況や児童虐待への対応等について情報共有を図るほか、各事業所からのニーズを基に介護保険のケアマネや薬剤師との連携、阪神特別支援学校を卒業後の進路等をテーマとした研修会を行うことで、地域の相談支援専門員へのスキルアップ等を図った。	支援困難ケースのうち、今回把握を進めた「要介入ケース」については、できる限り早期に相談支援へとつないでいかなければならない。	維持(継続)	6利用計画の作成促進に向けては、未作成者の分析結果を基に、セルフプランの導入も視野に入れながら、より効果的な取組や運用の方策を検討していく。また、相談支援機能の強化等に向けては、現行の取組を継続するほか、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所など本市の「地域生活支援拠点」機能を担う中核支援機関が、より包括かつ専門的な支援を行っていきけるよう、引き続きあま相において各支援機関の役割等を協議するとともに、支援困難ケースのリストや連携スキーム(フロー図)を活用した早期支援や体制の充実に取り組んでいく。		●	障害福祉政策担当 ほか
				重層再犯	中事業	地域包括支援センター運営事業	介護保険法第115条の46(地域包括支援センター)に規定されており、総合相談や権利擁護等、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。	地域包括支援センターについては、南北保健福祉センターと連携して、複雑・複合化したケースへの支援を行うとともに、地域包括支援センター職員の対応力向上のため、高齢者虐待に関する研修等を実施した。また、地域ケア会議の参加者にアンケートを実施したところ、ケース例によっては、専門職の助言を受けにくいものもあったことから、地域ケア会議の対象とする事例を整理し、ケアマネジャー等に周知を行った。	地域ケア会議等で対応した個別課題のうち、全地区に共通した課題のケース例については、情報共有を行うことで、職員の対応力向上につながるから、会議体を再編する必要がある。	維持(継続)	地域ケア会議の質の向上のため、専門職同士が円滑に議論できるよう、手引書を作成する。また、個別ケア会議で対応した課題のケース例について、全地区で情報共有ができるよう、会議体の再編を行い、各地区の地域ケア会議の開催状況や情報共有の必要なケース例の選定等を実施する(仮称)地域ケア課題共有会議を設置する。		●	包括支援担当
				重層再犯	中事業	在宅医療・介護連携推進事業	多職種が連携・協力し、患者・利用者が安心して医療・介護を受けることが可能な仕組みやルールを構築する。	コロナ在宅患者の情報共有ツールとして活用した医療・介護連携専用SNSを、平時からの支援者間の情報共有にも活用するため、「尼崎市医療・介護連携支援センター(あまつなぎ)」のホームページに活用の好事例を掲載するとともに、多職種向けの研修会において周知を図った。	医療・介護連携専用SNSについては、活用実績が少なく、活用メリットが支援者に理解されていない。また、緊急連絡先や持病などを記載して冷蔵庫に保管するヘルプキットなどの医療・介護連携ツールについても、使用する場面等に応じて有効活用できるよう、周知する必要がある。	維持(継続)	医療・介護連携専用SNSを実際に体験できる研修会を実施するとともに、医療・介護連携ツールについても、多職種向けの研修会等の機会を通じて周知・啓発を進めていく。		●	包括支援担当
				重層再犯	中事業	動物愛護推進強化事業	収容動物用医薬品の購入、適正飼養啓発物の作成、不妊手術の助成拡充等を行う。(多頭飼育対策)	関係機関と連携する中で、喫緊の課題である多頭飼育問題に関する支援の仕組みを構築した。	⑧施設整備により譲渡機会を増やすことができたが、依然として多くの猫を引き取っていることから、今後はTNR活動をより促進するなど、猫の収容数を減らすための取組を更に進め、殺処分に至るケースを減らしていく必要がある。	維持(継続)	多頭飼育問題について、関係機関との連携を密にしながらかつ適切な対応に努めるとともに、日頃からの地域住民による見守り等と連携しながら、予防や早期発見、再発防止に努める。		●	生活衛生課

第4期 あまがさき地域福祉計画の関連事業一覧

記載例

基本目標														
展開方向	取組方向性	取組内容(第4期)	内包計画	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R4主要事業	事務事業	施策評価	担当所属名
基本目標3 誰もが安心して暮らしている基盤づくり	(1) 包括的・総合的な相談支援の充実	1 うけとめ・つなげる相談支援の推進	②生活困窮者の支援体制の充実により、ニーズに応じた自立支援の取組を進める。また、市社協や支援機関とも連携し、迅速かつ適切な支援に努める。	重層	中事業	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援窓口において、各種法定事業を効果的に機能させ、生活困窮者が抱える複合的な課題に対して、包括的かつ早期的な支援を行い、生活困窮者の自立を促す。	・生活困窮者自立相談支援事業では、相談件数は昨年度より減少したものの、複数回の相談が必要となる複合的な課題を抱える生活困窮者の増加に対応するための寄り添い型の支援や伴走支援に努めた結果、相談件数に占める継続相談件数の割合が増加した(R3相談件数:R3継続≒1:0.77⇒R4相談件数:R4継続≒1:0.84)。	複雑・複合化した課題を抱える方に対しては、フォーマル、インフォーマルを問わず様々な制度を活用しながら課題の解決に向かって伴走していく必要があるが、収入に応じた適切な支出管理や多重債務の整理、本人の状況に応じた給付や貸付制度の活用など、家計に関する専門的な知識を持って中長期的に伴走支援をしていくことが十分にできていないといった課題がある。	維持(継続)	・専門の支援員を配置し、税金や公共料金等の滞納、多重債務など家計管理に課題を抱える相談者に対して、家計状況の把握や家計改善に向けた意欲喚起、適切な家計管理を継続的に実施するために家計改善支援事業の実施に向けた取組を進める。		●	北部福祉相談支援課 ほか
			③福祉的な課題を抱え非行や犯罪をした人の立ち直りを支援するために、刑事司法機関(保護観察所等)や地域生活定着支援センター等と連携し、特性に応じた支援や非行防止等の取組を進める。	重層	中事業	重層的支援推進事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、支援会議等を通じて様々な支援機関や地域の支援関係者との役割分担等による伴走支援に取り組むとともに、ひきこもり等の対象者へのアウトリーチや、社会とのつながりを作るための参加支援を一体的に取り組む。	福祉課題を抱えた方の再犯防止に向け、保護観察所、地方検察庁、弁護士会等の司法関係機関との2カ月に1回の定例会議を開催し、事例検討や支援策の共有等を実施し、司法関係機関との連携強化に取り組んだ。	・支援会議での検討事例の多くは、障害者手帳の交付に至らない境界層の方や障害福祉サービス等の利用が定着しない方など、既存の制度や地域資源の利用が難しく、社会的孤立状態にあるといった課題がある。また、複雑・複合化した事例に対する多角的な視点でのアセスメントや適切な支援策の検討には、直接支援に携わる支援機関だけではなく、多様な支援機関・団体の連携意識の醸成が必要となる。 ・多分野多職種等の支援機関や支援関係者をコーディネートする職員の体制整備や人材育成が課題となる。	維持(継続)	・新規事業「つながり支援プロジェクト」により、個別性の高い支援ニーズのある対象者の受入先を開拓し、就労機会や社会参加の場の提供を行う。 ・引き続き、ひきこもり等の対象者の早期把握に向け、市ホームページ・市報、市民向けの啓発講座、支援会議・福祉専門職団体が参画する各種会議等を通して様々な支援関係者に対して相談窓口や対応方法についての周知を行う。 ・引き続き、重層的支援やDV被害者支援に関わる保健福祉センター・地域振興センター等の庁内関係機関や庁外専門機関等との相互理解による連携意識の醸成に向けて、多機関等での支援対応事例を活用した事例検討会等を実施する。	新規	●	重層的支援推進担当/南・北福祉相談支援課
			④市社協と連携し、見守りなどの地域のささえあい活動へのつなぎ等による長期的、継続的な伴走支援を行う。	重層	中事業	更生保護活動促進事業	犯罪や非行のない地域社会づくりを目指し、更生保護ボランティアを中心とした地域での更生保護活動の促進を図る。	第4期あまがさき地域福祉計画と重層的支援推進事業に関する研修を保護司会に対して実施し、地域福祉計画が包含する再犯防止推進計画への意識向上や行政機関との連携意識醸成に努めた。	犯罪を犯した人の社会復帰には地域社会における更生保護への理解と協力が必要不可欠であるため、市民や支援関係者の更生保護に対する意識向上が課題である。	維持(継続)	・犯罪を犯した人の社会復帰には地域社会における更生保護への理解と協力が必要不可欠であるため、引き続き、社会を明るくする運動を通じて、市民の更生保護に対する意識向上に努める。 ・引き続き、第4期あまがさき地域福祉計画に包含される再犯防止推進計画を意識し、市の関係機関をはじめとした専門機関と保護観察所、保護司との連携を進める。		●	福祉課
			⑤居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。	重層	中事業	高齢者等見守り安心事業	見守りを希望した65歳以上のみで構成される高齢者世帯等を対象に、地域住民等による見守りを実施するとともに、配達事業者等と高齢者等の見守り協定を締結し、地域住民、事業者による重層的な見守り体制を構築する。	・高齢者等見守り安心事業では、地域福祉活動専門員が地域の会議に定期的に参画し、実施地区活動者の取組の報告等により、新たに1地区が増え、計50カ所の社会福祉連絡協議会(連協)圏域で見守り活動が行われた。 ・社会福祉連絡協議会(連協)圏域に限定しない見守り活動の推進に向け、地域振興センターや市社協と連携し、小田・立花地区では地域のつながりづくりを目的とした地域住民、民生児童委員、消防団、障害・高齢者施設等の多様な主体が参画する防災訓練や、中央・立花地区では地域の活動希望者の状況把握のために生涯学習プラザ登録グループに見守り活動希望アンケートを実施した。	連協圏域での活動においては、活動者の担い手不足や高齢化等による負担感に加え、コロナ禍による活動継続への不安等により、見守り活動の新規地区立ち上げが低調となっている。また、新たな地域福祉活動の立ち上げには、地域の活動希望者の把握とともに、地域の多様な活動主体が高齢者の見守りや災害時の避難支援等の地域課題や各主体の強みを共有・協議する場づくりが必要となる。	維持(継続)	見守り活動支援の好事例集を地域振興センターや市社協と共有するとともに、生涯学習プラザ登録グループに対するアンケートで協力意向のあったグループや活動者に働きかける等、活動未実施地区での見守り活動の立ち上げに取り組む。また、新たな地域福祉活動の立ち上げに向け、地域振興センターなどと連携し、地域課題に取り組む地域団体と福祉事業者・高校・大学等の多様な主体とのマッチングとともに、活動希望者に対する地域課題の学びの場づくり等を進める。		●	重層的支援推進担当
			⑤居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。	その他取組	あまがさき住環境支援事業(リーフル)	対象団体に対し、市営住宅の目的外使用を許可し、対象団体が実施する支援事業の利用者への貸し付けや、対象団体の事務所など活動の場として活用するもの。	建替え等により募集を停止している市営住宅の空き室を活用した「REHUL事業」を通して、地域支援や居住支援を行う団体計14団体に、31戸の空き室を提供(令和5年3月末時点)し、市営住宅の自治会支援、地域コミュニティの形成及び居住支援などの取組を実施した。	市営住宅については、持続可能な管理運営の観点から、建替えなどに合わせて、管理戸数の削減を進めて行く必要がある。その一方で、高齢者などの住宅確保要配慮者に対するセーフティネットとして、居住の安定の確保の一端をより一層担って行く必要がある。	維持(継続)	母子・父子や高齢者など真に住宅を必要とする要配慮者が市営住宅に入居しやすくなるような方策について検討し、その実施に向けた取組を進める。		●	住宅管理担当	

第4期 あまがさき地域福祉計画の関連事業一覧

記載例

基本目標														事務 事業	R4 主要 事業	実施 評価	担当所属名
展開 方向	取組 方向性	取組内容(第4期)	内包 計画	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向 性	次年度(今後)の取組							
基本目標3 誰もが安心して暮らして支える基盤づくり	(1) 包括的・総合的な相談支援の充実	2 就労・学習支援の充実	⑥関係機関と連携し、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。	重層	中事業	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援窓口において、各種法定事業を効果的に機能させ、生活困窮者が抱える複合的な課題に対して、包括かつ早期的な支援を行い、生活困窮者の自立を促す。	ハローワークの出張所であるワークサポートあまがさきや経済部しごと支援課と連携し、雇用条件調整によるマッチング等を行った結果、就労・増収率は増加した。	一般就労困難者を支援するためには、既存の社会資源・制度の有効利用や中間的就労や福祉的就労が可能な事業所の開拓を行う必要となっている。	維持(継続)	・多様な就労ニーズに対応するため、しごと支援課等と密に連携を図っていく一方、多様な受入先事業所の開拓を行っていく。 ・マッチングにあたっては、条件面において、個々の状況に合わせて一般就労だけではない幅広い調整を行い、マッチング率の増加を図っていく。				●	北部福祉相談支援課 ほか	
				重層	中事業	生活困窮者等就労準備支援事業	日常生活や社会生活などに課題があり直ちに一般就労に就けない生活困窮者等に対して、就職活動に向けた生活習慣の形成・社会的能力や知識の習得のための支援を行う。支援を通じて就労意欲を喚起し、就労開始による経済的困窮からの脱却を目指す。	当該事業の主な対象者は直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者等であり、早期に当該事業への登録を促し、就労に向けた基礎能力の形成を図り、就労につなげる必要がある。 ・登録者は76人(R3:78人)と前年度からほぼ横ばいであるが、新規登録者は23人(R3:14人)と前年度より増加している。 ・登録者のうち15人は求職活動に移行し、14人が就労開始に結び付いた。	求職活動までに至らず停滞している登録者が多いため、停滞防止を図るために有効な支援を行う必要がある。	維持(継続)	・様々な理由により就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対しては、一般就労に向けた基礎能力の形成を計画的に支援することが何よりも必要であるため、引き続き当該事業は実施していく。 ・これまで実施してきた組織的なケース検討による評価と支援方針に基づいた定期的な進捗確認を継続する中で、直ちに一般就労の難しい支援対象者の掘り起こしを進め、ケースワーカーや職業体験等相談員などが支援対象者の状況を確認したうえで当事業の利用につなげていく。 ・求職活動までに至らず停滞している登録者に対して、新しいプログラムの実施を含めた有効な支援等を検討する。			●	北部保健福祉管理課 ほか		
				重層	中事業	障害者就労支援事業	障害者の就労に関する相談や支援を総合的に行う。	委託就労支援機関(就労生活・支援センターみり)で就労に関する各種支援を行い、コロナ禍においても20人が一般就労につながった。		維持(継続)	障害者の就労支援にあたっては、法改正により今後新たに創設されるサービス(就労選択支援)への対応等も含め、引き続き多様な就労ニーズにも対応していけるよう、委託就労支援機関の役割や機能の再整理を進めていく。			●	障害福祉政策担当 ほか		
				重層	中事業	高齢者生きがい就労事業	介護予防・フレイル対策の取組として、生きがい就労を提供できる民間企業と就労的活動を行いたい高齢者とのマッチング等を実施し、個人の特性や希望に合った生きがい就労をコーディネートする。	高齢者生きがい就労事業(就労事業)の周知のために、新聞の折込みチラシや市報、市ホームページなどで広報を行ったところ、1週間で約70人から問い合わせがあり、就労希望の高齢者が多いということがわかった。また、就労的活動支援コーディネーターが地域包括支援センター・尼崎市社会福祉協議会(市社協)等の関係団体やサロン等の集いの場に出向き、事業周知・啓発を実施したところ、集いの場で就労事業の作業を実施することで、「更なる活動の活性化につながる可能性がある。」「生きがい就労であれば、集いの場に行きたがらない高齢男性の参加が見込める。」という意見が出された。	更なる参加者の受入や集いの場での作業実施を実現するためには、老人福祉工場や集いの場に対応できる人員増を行う必要がある。	維持(継続)	参加者増となるよう、老人福祉工場や集いの場に対応できる人員を増やすとともに、作業メニューの拡大に向け、産業界への営業を強化していく。また、集いの場での作業実施に向け、市社協や地域包括支援センター等との連携を強化するとともに、既存の集いの場で試験的に作業を実施し、本格的な実施に向けて課題等の整理を行っていく。	拡充		●	高齢介護課		
				重層	中事業	不登校対策事業	不登校対策推進事業、ハートフルフレンド派遣事業、こども自立支援活動事業、不登校支援団体ネットワーク事業	登校しにくい、教室で授業を受けることが難しい児童生徒に対して、こども自立支援員による家庭訪問や校内別室における学習支援等を行った。また、「多様性の理解」を深めるため、不登校担当教員を対象に、発達課題や特別な支援が必要なこども理解に関する研修を実施した。さらに、個々の状況に応じた支援を展開していくために、「不登校の子ども理解・支援ハンドブック」を作成し、学校への周知を行った。	学校が不登校児童生徒の状況に応じて、工夫した取組を行っているが、その実践が十分に共有されていない。不登校児童生徒への切れ目ない支援を行っていくため、小学校から中学校への引継ぎや多職種の専門家、関係諸機関等の連携体制をより強化していく必要がある。	維持(継続)	不登校児童生徒への対策支援を、具体的・計画的・継続的に行うため、「不登校児童生徒支援シート」を作成し活用する。多様性を認める学びの場を作るため、先進事例の視察や有識者会議から知見を得る等、不登校特例校の調査研究を行う。			●	こども教育支援課		
				重層	中事業	生活困窮者学習支援事業	学業や進学環境が十分に用意されていない生活保護世帯等の子どもが、将来大人となり、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止するため、地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた支援とともに社会性や他者との関係性を育むことを目的とする。	・令和4年度は学習支援教室に通う中学3年生26人全員が進学(18人が全日制の高等学校へ進学)を果たした。	・実施時間を前半と後半の時間に分けて行う2部制を一部の教室で実施し、待機児童・生徒が減少したが、解消には至っておらず、引き続き待機児童・生徒の解消に向けた取組が必要である。	維持(継続)	・生活保護世帯等の子どもが成長し、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止するため、引き続き当該事業は実施していく。 ・2部制を実施する教室を増やし、待機児童・生徒の解消を図る。 ・引き続き、学びと育ち研究所と連携し事業効果の検証を行うとともに、当該検証結果をケースワーカーに展開することで適切な参加登録者の掘り起こしに活用するなど、より有効な事業の運営方法について検討していく。			●	北部保健福祉管理課 ほか		
				重層	中事業	発達相談支援事業	発達相談(相談、発達・心理検査、診察)をはじめ、子ども支援教室、ペアレントトレーニングの実施を通して、必要な支援につなげていく。	切れ目のない発達相談支援に向けて関係部局と課題整理と対策を協議・検討し、その中でいくあ・南北保健福祉センター間の年齢区分による支援を撤廃し、相互に情報共有することで市民を中心とした支援を行う体制とした。	保健所・南北保健福祉センター・いくしがあが行う発達相談支援に係る各事業を、より効果的・効率的なものとする必要があるほか、乳幼児健診後のフォローにおける支援の進捗管理や、いくしがあ・南北保健福祉センター間の情報共有をさらに進める必要がある。	維持(継続)	児童福祉法改正に伴う「こども家庭センター」の設置に向けていくしがあ・南北保健福祉センターの機能を基に切れ目のない支援体制の整備を進める。			●	いくしがあ推進課		

第4期 あまがさき地域福祉計画の関連事業一覧

記載例

基本目標		展開方向	取組方向性	取組内容(第4期)	内包計画	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R4主要事業	事務事業	施策評価	担当所属名
基本目標3 誰もが安心して暮らすを支える基盤づくり																
基本目標3 誰もが安心して暮らすを支える基盤づくり	(1) 包括的・総合的な相談支援の充実	3 相談支援を担う人材の育成	⑧地域における課題の早期把握、支援のネットワークの充実・強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。	中事業	子どもの育ち支援センター運営事業	課題や困難を抱える子育て家庭に寄り添い、子どもの成長段階に応じて切れ目なく総合的かつ継続的に支援する子どもの育ち支援センター(いくしあ)を運営する。	NPO法人との協働による研修会を5回実施し、子どもの支援に携わる市職員と民間事業者の相互理解を深め、協働体制の強化を図った。また、過去他県への派遣でれた知見をいくしあ全体の学びとし、いくしあで実践可能なことを考える研修会を開催した。	行政と民間の協働体制の構築には、それぞれが行う業務内容や支援の強みなどについて相互理解を進める必要がある。	維持(継続)	民間との協働体制の強化に向けて、協働研修等の取組を継続して実施する。	●	いくしあ推進課				
				中事業	民生児童委員関係事業	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。	④身近な相談窓口となる民生児童委員に対して、関係機関との円滑な連携や社会的孤立に陥った人の早期把握に向け、全体研修や一斉改選後の新任委員研修において、各福祉分野の支援機関の役割やひきこもり等支援事業等の研修を行った。(研修回数R2:5回、R3:9回、R4:8回)		維持(継続)	・引き続き、ひきこもり等の対象者の早期把握に向け、市ホームページ・市報、市民向けの啓発講座、支援会議・福祉専門職団体が参画する各種会議等を通して様々な支援関係者に対して相談窓口や対応方法についての周知を行う。 ・引き続き、重層的支援やDV被害者支援に関わる保健福祉センター・地域振興センター等の庁内関係機関や庁外専門機関等との相互理解による連携意識の醸成に向けて、多機関等での支援対応事例を活用した事例検討会等を実施する。	●	福祉課				
				中事業	重層的支援推進事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、支援会議等を通じて様々な支援機関や地域の支援関係者との役割分担等による伴走支援に取り組むとともに、ひきこもり等の対象者へのアウトリーチや、社会とのつながりを作るための参加支援を一体的に取り組む。	複雑・複合化した課題を抱えた方の早期把握と包括的な支援に向け、保健、福祉、税、国保、住宅、教育部局等で構成する「重層的支援推進会議」を設置し、多機関での包括的な対応事例の共有や連携促進に向けた協議を行ったほか、庁内研修計33回、ケアマネジャー協会、医療・介護連携協議会等における事業周知や協力要請、意見交換計28回を実施した。	・支援会議での検討事例の多くは、障害者手帳の交付に至らない境界層の方や障害福祉サービス等の利用が定着しない方など、既存の制度や地域資源の利用が難しく、社会的孤立状態にあるといった課題がある。また、複雑・複合化した事例に対する多角的な視点でのアセスメントや適切な支援策の検討には、直接支援に携わる支援機関だけではなく、多様な支援機関・団体の連携意識の醸成が必要となる。 ・多分野多職種等の支援機関や支援関係者をコーディネートする職員の体制整備や人材育成が課題となる。	維持(継続)	・引き続き、重層的支援やDV被害者支援に関わる保健福祉センター・地域振興センター等の庁内関係機関や庁外専門機関等との相互理解による連携意識の醸成に向けて、多機関等での支援対応事例を活用した事例検討会等を実施する。	●	重層的支援推進担当/南・北福祉相談支援課				
				中事業	配偶者等暴力に関する支援事業	配偶者暴力相談支援センターにおいて、関係機関と連携し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。	DV被害者支援に関わる関係職員による業務内容理解や課題共有、顔の見える関係づくりによる連携促進のための交流会を実施した。	DV被害者を早期支援につなぐためにも、DV被害者と接する可能性がある様々な窓口職員に向けた周知が必要となる。	維持(継続)	引き続き、重層的支援やDV被害者支援に関わる保健福祉センター・地域振興センター等の庁内関係機関や庁外専門機関等との相互理解による連携意識の醸成に向けて、多機関等での支援対応事例を活用した事例検討会等を実施する。	●	北部福祉相談支援課 ほか				
				中事業	障害者(児)相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。	・障害者が地域で生活するのに必要なサービスや相談支援のニーズの高まりや諸制度の周知・普及等により、委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和4年度30,392回)が依然高い水準で推移している中、その対応にあっている。これら相談への適切な支援に向けて、あまがさき相談支援連絡会(あま相)を13回開催し、支援状況の共有や事例検討のほか、尼崎市社会福祉協議会との連携などテーマ別の研修会(3回)を実施して支援力の向上につなげた。 ・指定相談支援事業所のネットワーク会議を計9回(全体会2回、テーマ別開催5回、計画書き方教室2回)開催し、計画作成状況や児童虐待への対応等について情報共有を図るほか、各事業所からのニーズを基に介護保険のケアマネや薬剤師との連携、阪神特別支援学校を卒業後の進路等をテーマとした研修会を行うことで、地域の相談支援専門員へのスキルアップ等を図った。	支援困難ケースのうち、今回把握を進めた「要介入ケース」については、できる限り早期に相談支援へとつないでいかなければならない。	改善	6利用計画の作成促進に向けては、未作成者の分析結果を基に、セルフプランの導入も視野に入れながら、より効果的な取組や運用の方策を検討していく。また、相談支援機能の強化等に向けては、現行の取組を継続するほか、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所など本市の「地域生活支援拠点」機能を担う中核支援機関が、より包括的かつ専門的な支援を行っているよう、引き続きあま相において各支援機関の役割等を協議するとともに、支援困難ケースのリストや連携スキーム(フロー図)を活用した早期支援や体制の充実に取り組んでいく。	●	障害福祉政策担当 ほか				
				中事業	地域包括支援センター運営事業	介護保険法第115条の46(地域包括支援センター)に規定されており、総合相談や権利擁護等、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。	地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員の対応力向上に向け、若年性認知症に関する研修や交流会を実施した。	⑩認知症カフェは一定数立ち上がったが、参加者が少ないため、活動内容の質の向上を目指す必要がある。	維持(継続)	関係機関と連携し、認知症本人や家族、認知症カフェ運営者等を対象に、認知症カフェに関するアンケートを実施し、その結果を基に、より効果的な支援内容の検討を行う。	●	包括支援担当				
				中事業	精神保健事業	精神疾患の早期治療・早期対応のための啓発を行うとともに、疾病の再発・再燃防止及び社会復帰を図るための適切な指導や支援、入院患者への退院支援を行う。また、自殺対策計画に基づき、自殺未遂者支援やゲートキーパーの育成、啓発等を行い自殺者の減少を図る。	自殺リスクに気づき、自殺念慮を持った人に適切に対応できる人材を育成するため、市民や教職員等に対してゲートキーパー研修を行った(10回実施、205人参加)。思春期の自殺関連行動事案に対しては、連携シートの活用について関係部局間での協議を進めるとともに、思春期の自殺リスクが高まる夏休み明けにおいては、家庭や学校以外に過ごせる地域の居場所を確保し、広く周知した(思春期相談対応ケース件数 R4:148件実施)。	研修や相談窓口カード等による啓発を行うとともに、若年層の自殺対策として、長期休暇明けに児童・生徒の自殺リスクが高くなるという分析に基づき、引き続き、夏休み明けの対策について関係部局と連携しながら実施する必要がある。	維持(継続)	関係部局間の役割分担を明確にし、連携シートを活用する中で、個々のケースへの迅速かつ適切な対応を図る。	●	疾病対策課 ほか				